

TOKYO働き方改革宣言

仕事とプライベートを両立できるように、やるときは集中してやる！という働き方を目指して、全社的に取り組みます。

平成30年1月23日

田中宏和社会保険労務士事務所

目 標

働き方の改善

- ・時間外労働を全従業員が1ヶ月あたり10時間未満になることを目指す。
- ・朝型勤務制度を導入し、集中して業務に取り組める時間を設け、効率化を図り、時間外労働を抑制する。

休み方の改善

- ・心身ともにリフレッシュをするため、年次有給休暇以外の休暇としてリフレッシュ休暇を設定し、休む時は休む！という業務体制を目指す。

取 組 内 容

働き方の改善

- ・専用ソフトを導入し、業務の平均化を行う為、現在遂行中の業務に要している時間を抽出し、非効率な時間を洗い出す。
- ・朝型勤務を導入し、集中して業務を行う時間を設けて効率化を図り、時間外労働をなくす。

休み方の改善

- ・休暇を取得したとしても、業務の水準が下がらないようにし、従業員が意図的にリフレッシュ休暇を申請できるように、周知徹底する。
- ・休暇を取得する場合は、業務の引き継ぎ方法などの手順を確立する。